

別表（第3条関係）

	実施主体	補助率※	補助対象経費	上限額
海外新市場開拓支援事業	県内事業者	3/4 以内	①旅費、②通訳・翻訳費、③輸送費、 ④商談会・展示会出展費、⑤広告宣伝費、 ⑥認証取得費、⑦商品開発費、 ⑧販売促進費、⑨分析・検査費	150万円
海外新市場テストマーケティング支援事業	事業者・企業 （生産・製造 事業者、食品 流通業者、輸 出商社、物流 業者）等	定額	①旅費、②通訳・翻訳費、③輸送費、 ④会場費、⑤広告宣伝費、 ⑥認証取得費、⑦商品開発費、 ⑧マーケティング販売促進費、 ⑨分析・検査費	1 か国に つき 250万円

※算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。